

# 県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症にかかる 夏期休業明けの対応について

令和4年9月2日  
奈良県教育委員会

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数はこれまで最も高い感染レベルが継続している中、各学校では夏期休業期間が終了し、授業等が開始されます。以下の各事項について対応を進め、学校における**感染拡大の防止と学びの継続の両立**に取り組み、児童生徒等の学びを保障します。

## 1 基本的な感染防止策の継続

3つの感染経路（エアロゾル、飛沫、接触）を遮断するために、  
①**マスクの着用**（※1、2）、②**換気**、③**消毒**、④**距離の確保**を徹底します。

- ※1 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもつとされており、不織布マスクの使用が推奨されています。
- ※2 熱中症などの健康被害が発生する可能性が想定される場合はマスクを外すなど、マスクの着用が必要ない場面について周知を行います。

## 2 学校教育活動の継続

### ○学習指導の継続・教職員の勤務

濃厚接触者等となり、自宅待機中の教員の**在宅勤務**を可能とします。その際、教員に一人一台配布したPCを活用して、**自宅からの授業配信**を行います。

（※濃厚接触者の待機期間は、原則5日間となっておりますが、検査キットを用いて陰性が確認された場合、待機期間を短縮することは可能です。）

### ○学校行事、部活動の実施

文化祭等の学校行事は、一般公開を不可とします。公開する場合もその範囲を保護者など関係者限定とし、感染防止対策や追跡調査が実施できる体制をとります。

部活動は、身体的な距離の確保など基本的な感染防止対策を実施し、活動を継続します。公式大会の他、他校との練習試合や合宿・遠征等も、実施場所の状況を詳細に把握し、適切な対策を講ずることを前提に実施可としています。

## 3 学校におけるクラスター対策

### ○基本的対策

クラスターの発生を防ぐために、有症状者の登校自粛の徹底や、2方向の窓やドアを開けるなど特に**空調使用時における換気の徹底**を行います。

### ○学級閉鎖等

**クラスター発生（同一感染経路による集団感染）の可能性**がある場合は、**直ちに学級閉鎖等の臨時休業**の判断を設置者が行います。

### ○感染対策責任者の登録

各学校での感染予防対策を励行するよう、その実践責任者として、各学校の教頭を**新型コロナ感染対策責任者**に登録します。責任者は、新型コロナ感染対策担当者（保健主事）と連携し、学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）のデータを活用し、自校の感染状況の推移を把握するとともに、必要に応じて学校保健委員会を開催するなどにより、更なる感染防止対策を検討します。

## 4 児童生徒等への対応

### ○出席停止となっている児童生徒等への対応

出席停止となっている児童生徒等が自宅等でオンラインによる授業を受けることができるよう**ハイフレックス型の授業**（※3）を実施します。

また、感染者や濃厚接触者として出席停止となっている児童生徒等が、様々な不安や悩みを抱えることが考えられるため、オンラインでの面談を行うなどの支援を行います。

### ○ワクチン接種に関する情報発信

特に、高校生等に対し、就職や進学のための試験を控えていることも踏まえ、ワクチン接種の効果等に関する正しい情報を伝え、接種について検討が行われるよう情報発信に努めます。

- ※3 「ハイフレックス(HyFlex:Hybrid-Flexible)型の授業」…同じ内容の授業を対面でもオンラインでも受けることができる授業